第百七十五条第一項中「参議院名簿登載者の氏名」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「参議院名簿登載者」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）」を加え、「第八十六条の三第二項」を「同条第二項」に、「第八十六条の二第九項前段」を「第八十六条の二第九項」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「次項前段」を「第八項前段」に、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第五項の規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙における第二項の各参議院名簿届出政党等に係る第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をする場合について準用する。

第百七十五条第四項の次に次の一項を加える。

5　参議院（比例代表選出）議員の選挙における第一項の各参議院名簿届出政党等に係る第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をする場合においては、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、当該掲示の掲載をするものとする。

第百七十六条中「においては、公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第百七十九条の二に次の一項を加える。

2　次条から第百九十七条の二までの規定は、参議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものについては、適用しない。

第百九十七条第一項第二号及び第百九十七条の二第二項中「第八十六条の二第九項前段」を「第八十六条の二第九項」に改める。

第二百一条の十一第一項及び第二百四条中「参議院名簿登載者」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）」を加える。

第二百二十四条の三第一項中「参議院名簿登載者の選定」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載される者又は同条第二項において読み替えて準用する第八十六条の二第九項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が同項の規定による届出に係る文書に記載される者の選定並びにそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定を含む。）」を加える。

第二百三十八条の二第一項中「第九項前段」を「第九項」に改める。

第二百四十三条第一項第三号の二中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第一号中「参議院名簿登載者」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）」を加え、同項第二号中「（公職の候補者」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第二百五十一条の四第一項中「候補者に限る」を「候補者に限り、参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く」に改める。

第二百七十一条の四中「公職の候補者たる参議院名簿登載者」の下に「（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

別表第三中「埼玉県　六人」を「埼玉県　八人」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（適用区分等）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第四条第二項及び別表第三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2　新法第四条第二項及び別表第三の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例により行われる選挙に係るこの法律の施行後にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

（参議院議員の定数に関する特例）

第三条　参議院議員の定数は、新法第四条第二項の規定にかかわらず、平成三十一年七月二十八日又は平成三十一年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、二百四十二人とし、当該遅い日の翌日から平成三十四年七月二十五日までの間は、二百四十五人とする。

（漁業法の一部改正）

第四条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第六十八条並びに」を「第六十八条、」に、「第五項の規定を」を「第五項並びに第六十八条の三の規定を」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第五条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第百七十五条第八項」を「第百七十五条第十項」に改める。

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三